

歴史文化基本構想策定から始まること

淡路市は平成26年度に「歴史文化基本構想」を策定しました。兵庫県内では、高砂、篠山、姫路に次ぐ4番目の策定であり、先駆的な役割が期待されています。

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものです。長期基本計画や都市計画マスタープラン等と同じように、歴史文化遺産の保存と活用を通じた地域づくりを進めていくために基本的な方針を地方公共団体ごとに定めることとなります。

「歴史文化基本構想」は、歴史文化遺産の保存・活用に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待され、加えて、歴史文化遺産を活かした地域づくりに資するものとして、基本となる理念を提示しています。

構想が完成すれば、地域において、その内容の周知と協議を行い、具体的な実践に向けた多様な施策と取り組みにつなげていく必要があります。

歴史文化基本構想の周知、共有と実践のためには、実施スケジュールを策定しながら、次のような事項を着実に実現していくことが必要です。

1. 歴史文化遺産の取り扱いについての基本的事項の共有と理解
2. 双方向の情報交換が可能なWEBページの開設
3. 地域住民を惹きつけるテーマの講演会やワークショップの地域での開催
4. 指定・登録文化財以外の歴史文化遺産を含めて、状況を見守る体制づくり
5. 文化財担当以外との行政組織間の連携の場の設定
6. 現行制度を活用して、たとえば、現在市域に1件しかない国登録有形文化財を数年以内に現在の10倍程度に増やすといった、行動計画の策定
7. 歴史文化遺産の集中する地区を対象とした、歴史まちづくり法や兵庫県景観条例等に基づく、重点地区の指定や事業の実施
8. 公共事業として継続的な実践を支える体制や条例の制定。たとえば、淡路市独自の景観条例を定め、景観計画を策定し、景観行政団体となること
9. 市域を超えた取り組みを展開し、日本遺産認定をめざす体制づくり

これらをもって、歴史文化基本構想を推進されますことを期待します。

平成27年3月

淡路市歴史文化基本構想策定委員長

八木雅夫